

# 吉賀町行財政改革大綱及び吉賀町行財政改革集中改革プランの総括

実施年度 平成 17 年度～平成 21 年度

吉 賀 町

## 吉賀町行財政改革大綱及び集中改革プランの総括

(全体総括)

平成17年10月1日の2町村合併時、三位一体改革による国庫補助負担金や地方交付税の削減などにより、新町吉賀町を取り巻く環境は極めて厳しいものであり、平成20年度には基金が枯渇するのではというまでに緊迫した財政状況でした。

そのようななかで、自治体の生き残りをかけて平成18年1月に「住民とともに進める地域経営」「合併による課題の解消」「財政の健全化」の3点の改革を目指して、吉賀町行財政改革大綱を策定したところです。その推進体制として、町長を本部長として各課長・室長で構成する吉賀町行財政改革推進本部を設置し、大綱の具体施策である集中改革プラン125項目に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間にわたって、執行部一丸となり実施効果が最大限現れるように、不断の進捗管理を行ってまいりました。

そのなかで、事業や予算の大幅な見直しを断行し、加えて平成20年度から地方再生対策費などによる交付税増額も起因して、経常収支比率は平成17年度の97.9パーセントから平成20年度は87.8パーセントと好転し、本町の財政状況は着実に改善しつつあります。

また、合併による課題の解消にも意をそそぎ、自治組織の改編をはじめとして、国民健康保険税や固定資産税及び水道・下水道・農業集落排水各使用料の統一化、土地改良区の再編など、合併協定未調整項目の解決を図り、住民の一体感を醸成することで、行政の公平性・公正性を確立しました。

さらに、住民を主体とした施策として、協働の概念を提唱し、そのための環境づくりと、より質の高い行政サービスの提供に向けて努力を重ねてまいりました。まず、町政への参加の環境づくりとして、住民と行政が相互の役割や責任を自覚し、協力してまちづくりを進めることを目的として、吉賀町まちづくり基本条例を制定し、協働の地盤づくりを行いました。協働を補完する項目として、出前講座や地区・行政座談会、職員による住民組織団体への積極的参画等に取り組みましたが、いずれも低調でありました。加えて、職員の地区担当制については実現には至らず、協働の項目については今後に大きな課題を残すところとなりました。吉賀町行政改革推進委員会からの総括にも、協働についての努力不足を指摘されており、平成22年度からの第2次行財政改革プランにおける改善が求められているところです。

このように5年間に及び行財政改革への取り組みを振り返ると、合併による課題の解消と財政の健全化については一定の成果を得られたと思料いたしますが、住民とともに進める地域経営の分野は取り組みに濃淡があり、決して満足のいく結果ではありません。特に協働部門においての力不足を大いに反省しているところです。この点については、第2次行財政改革プランにその理念を引き続きしており、これまでの反省をもとにし、積極的に取り組むことで、住民の信頼を回復したいと思えます。

(集中改革プラン個別総括)

集中改革プランの最終年度を迎えるにあたり、過去5年間の総括として、これまでに取り組んできた同プランの結果を一覧としてお示しするのが、別紙の「実施項目別実績表」ですが、それぞれの達成度を「達成」、「7割（概ね）達成」、「5割達成」、「3割未満」で評点区分けをしたものが、次のページからの集中改革プラン実施項目別評点です。

同プランで、達成若しくは7割（概ね）達成となったものは105項目で、その達成率は84パーセントとなりました。また、5割未満の低達成は20項目であり、それぞれについて今後の対応方針を記述いたします。

なお、評点区分けの基準は次のとおりです。評点は、吉賀町行財政改革推進本部会議の評議により付点したものです。

- |   |
|---|
| 達成・・・実施項目を完全達成したもの → 「◎」で表示               |
| 7割達成・・・ほぼ目標を達成したと見込まれるもの → 「○」で表示         |
| 5割達成・・・着手しているが、目標達成していないもの → 「△」で表示       |
| 3割未満・・・該当無し、あるいは着手はしたが成果の出ていないもの → 「×」で表示 |

集中改革プラン実施項目別評点

番号	項目名	実施項目	評点	状況	今後の方針
1	町政への参画 の環境づくり	まちづくり基本条例の制定	◎	平成19年度において制定した	
2		審議会等の会議の公開	◎	傍聴希望者はなかった	
3		パブリックコメント制度の実施	○	町政参画機会の拡大を促進するための努力をしたが、参加者は少数であった	
4		出前講座の実施	○	平成18年度から実施の体制を作ったが、要望はなかった	
5		地区座談会・行政座談会の実施	◎	公民館単位で実施。平成20年度からはまちづくり意見交換会も開催。要請があれば随時の座談会も実施できる体制を整えた	
6		ご意見箱の設置	◎	平成18年度に設置した	
7		情報公開制度の充実	◎	個人情報に配慮しながら情報公開を実施。制度の広報も実施した	
8		男女共同参画計画の策定・実施	○	平成21年度で男女共同参画計画を策定した	
9	職員の協働に 対する意識づ くり	地区座談会・行政座談会への参加	×	職員の参加が少ない	必要性を説き、参加を根気強く呼びかけていく
10		職員研修の実施	◎	平成21年度に職員研修大綱を定め、職員研修規程、自主研修費助成要綱等を制定した	
11		職員の地区担当制の導入	×	職員の負担増大の懸念、実効性の疑問から実施できなかった	自治組織の観点で新たな仕組みの検討を行っていく
12		住民組織団体への積極的参画	△	若年層職員の参画が少なかった	協働の意識付けを高めるために、職員の意識の向上に努めていく
13	協働のパート	自治組織活動の支援	○	自治会長と意見交換会を開催した	
14	ナーに向けて の活動支援	人材バンク制度の創設・運営	○	教育委員会に設置してあるボランティアバンク制度を活用して、新たな人材発掘や利用拡大の取り組みを実施した	
15		地域実践リーダーの養成	○	中山間地リーディング事業で、地域実践リーダー養成を実施した	

16		ボランティア・NPO 活動の支援	○	NPO 法人よしかの里による「吉賀町障がい者地域活動支援センター」の運営指導や支援を実施した	
17	協働の仕組みづくり	自治組織の再編	◎	平成19年度から分館、自治委員、地区長、班長制度を廃止し、自治会制度として新たに50か所の自治会を設置した	
18		地域自治区の活性化	○	新町総合計画、地域自治組織に関することなどを協議検討する組織として旧柿木村地域で地域振興協議会を設立した	
19		自治組織活動の支援（再掲）	○	(No.13) 自治会長と意見交換会を開催した	
20		自治組織と公民館との連携強化	○	地区活動拠点として公民館の位置づけを確立し、地域コミュニティや各種研修の充実により自治組織との連携を図った	
21		行政機構の再編整備	○	組織見直し検討委員会からの提案を基に、大課制の導入による組織再編を行い、平成21年度からこれまでの9課3室1局1委員会を6課3室1局1委員会とし、執務室を1階にまとめた	
22	行政評価制度の導入	庁内検討組織の設置運営	◎	平成19年度に検討組織の設置をした	
23		行政評価制度の導入	○	事務事業の評価を行い、効果的な行政運営を図ることを目的として、21年度に吉賀町事務事業評価実施要綱を定めた。全ての事務事業を対象として、事業の妥当性、有効性、効率性を評価審査会でその内容を精査し、改善につなげていく	
24		行政評価委員会（仮称）の設置	○	PT を立ち上げた	
25	サービス提供システムの構築	窓口業務の時間延長	○	勤務時間の条例改正により実質15分延長となった	
26		ワンストップサービスの実施	○	住民異動時など複数の業務が必要な場合、着座できる場所（ローカウンター）を設置した。お客さまからは、移動することなく座って手続きが済まされるため好評である	
27		出前窓口の検討	△	要望がなかった	窓口メニューを設定するなど、方策を検討
28		電子申請による証明書等の発行	○	体制は整備してあるが、利用者がなかった	
29		ノンストップサービスの検討	△	ネット利用のサービス提供は現状では必要性が認められない	現状のまま経過観察

30	サービスを提供する職員の意識改革	接遇研修の充実強化	○	職員としての自覚と自己啓発を促し、住民に親しまれる職員を目指して、接遇研修を実施した	
31		ローカウンター、相談室の設置充実	◎	計画どおり実施した	
32		業務案内板、職員配置図の設置	◎	計画どおり実施した	
33		窓口、日直業務のマニュアル化	◎	計画どおり実施した	
34	職場内及び住民との情報の共有化	情報共有システムの拡充	◎	計画どおり実施した	
35		情報公開制度の充実（再掲）	◎	（No7）個人情報に配慮しながら情報公開を実施。制度の広報も実施した	
36		ホームページの充実	△	情報発信としての目的を達していない	全庁的な情報発信体制を早急に構築していく
37		広報紙の充実	○	広報モニターによる読者チェックを行い、住民に親しまれる広報紙づくりを実施した	
38		地域イントラネットの検討	△	実施する事業がなかった	22年度からのCATV事業によって改善を図る
39		文書管理システムの拡充	◎	公文書は町の財産であるという意識で、庁内文書管理委員会を中心に公文書管理を徹底した	
40	サービスの公平性の確保	合併協定未調整項目の解決	○	国保税や固定資産税の調整、土地改良区の再編、上下水道・農業集落排水使用料等の見直し等を実施した	
41		受益に応じた適正負担の検討	○	受益と能力（所得）に応じた負担を念頭に検討を実施した	
42	民間委託・民間移譲の推進	アウトソーシング推進指針の策定	◎	計画どおり実施した	
43		同上指針に基づく民間委託・移譲	×	委託に該当する項目がなかった	今後も民間委託を進めるため、新たな視点により民間委託を推進

44	民間委託等の受け皿に関する検討	行政サービス補完代行の法人設置の可能性検討	×	検討をしたが、当町には不適	必要性は希薄
45	新たな分野の民間委託の検討	新たな分野における民間委託の可能性検討	×	検討をしたが、成果はでなかった	第2次行革プランにおいて検討
46	外郭団体等の見直し	各種団体事務局機能の整理統合	○	大半の事務局機能は関連団体へ整理統合した	
47		第三セクターのあり方検討	◎	第三セクター経営改善会議を定期的に開催した	
48		第三セクターへの指導監督等	○	関連団体へ積極的な指導監督を実施した	
49		土地開発公社の再編	◎	計画どおり実施した	
50		土地改良区の再編	◎	計画どおり実施した	
51		社会福祉協議会への委託事業見直し	○	毎年継続して委託料の見直しを実施した	
52		一部事務組合のあり方検討	○	5つの一部事務組合については現状維持で確認した	
53		広域事業の見直し検討	○	検討中	
54		公共的団体の再編	◎	主な団体の再編は終了した	
55	施設の維持管理方法の見直し	維持管理方法の見直し	○	指定管理者制度を活用して取り組んだ	
56		指定管理者制度の導入	◎	計画どおり実施した	
57	施設サービスの向上	運営方法の検討	○	指定管理者制度を活用した	
58	わかりやすく、利用しやすい組織体制の確立	組織機構の見直し	○	組織見直し検討委員会からの提案を基に、大課制の導入による組織再編を行い、平成21年度からこれまでの9課3室1局1委員会を6課3室1局1委員会とした	
59		住民の利便性の向上	○	執務室を1階にまとめた	

60	迅速で機能的な機構の整備	組織機構の見直し（再掲）	○	(No.58) 組織見直し検討委員会からの提案を基に、大課制の導入による組織再編を行い、平成21年度からこれまでの9課3室1局1委員会を6課3室1局1委員会とした	
61		グループ制の検討	◎	要綱に従い、平成21年4月から実施した	
62		政策企画部門の拡充	○	政策形成能力育成の研修に職員を派遣した	
63	行政関連施設のあり方	保育所の管理運営改革	○	平成20年10月かきのき保育所の法人化を実施した	
64		障がい児保育の再編	◎	平成18年度に実施した	
65		子育て支援センターの再編	◎	平成18年度に実施した	
66		学校給食調理場の検討	○	平成20年4月から調理場を統合し、三つの共同調理場とした	
67		地区集会所のあり方検討	○	指定管理方式を採用した	
68		PFI事業の導入検討	×	現実的ではなく、当町には不適	必要性は希薄
69	危機管理体制の整備	メール等による緊急情報提供	○	消防団員限定で実施した	
70		危機管理マニュアルの拡充整備	○	ハザードマップを全戸配布した	
71		防災行政無線の拡充整備	◎	平成20年度から全町対応となり、本格稼働している	
72		消防団の再編	◎	平成20年度に地域事情に即した9分団制に再編した	
73	定員適正化計画の策定	定員適正化計画の策定	◎	計画どおり実施した	
74		定員適正化の実施	◎	計画以上に実施した	
75		再任用制度の運用	×	事例がなかった	制度としては残す
76		臨時職員・パート職員の縮減	○	漸次縮減している	
77	給与制度の適正化	常勤・非常勤特別職の給与改正	◎	町長15%、副町長8%、教育長3%の削減を実施した	
78		新しい給与制度の導入	◎	計画どおり実施した	
79		新しい昇給制度の導入	◎	計画どおり実施した	
80		63歳定年制の廃止	◎	計画どおり実施した	
81		時間外勤務手当の削減	△	年度、部署によってばらつきがあり、削減は達成していない	勤務体系や意識の変革を図り、削減を目指す
82		特殊勤務手当の廃止	◎	合併時に廃止した	

83	職員人材育成 の推進	人材育成基本方針の策定	◎	計画どおり実施した	
84		研修大綱の策定と実施	◎	計画どおり実施した	
85		任用制度の検討	×	事例がなかった	必要性は希薄
86		人事評価制度の導入	△	人事評価制度の認知度が低く、導入に至らなかった	早急に制度導入を実施
87		提案制度の創設検討	◎	計画どおり実施した	
88		健康管理の充実強化	◎	健康診断やメンタルカウンセリングを実施した	
89	受益者負担の 適正化	受益者負担適正化の検討	○	受益者と行政それぞれの適正な負担率の判別を実施した	
90		保育料の見直し	◎	平成21年度において、所得税の階層を細分化し、国基準より低くなるように検討した	
91		公営住宅家賃の見直し	◎	平成19年度に計画どおり実施した	
92		ごみ手数料の見直し	◎	平成17年度に計画どおり実施した	
93		水道関係使用料の見直し	◎	平成19年度に計画どおり実施した	
94	公有財産の有 効活用	公有財産の有効活用の検討	△	公有財産の活用は小規模なものにとどまった	第2次行革プランにおいて検討
95	町税等の徴収 率の向上	徴収率目標数値の設定	◎	目標数値を設定し、達成の努力をしている	納税の公平を保つために徴収体制強化を図る
96		目標数値に向けた収納強化	△	経済情勢等の悪化に伴い徴収率は低下傾向である	
97		滞納整理の検討実施	△	差押えを積極的に実施している	
98	新規収入源の 検討	既存税率（超過税率）の検討	○	平成20年度から六日市温泉ゆ・ら・らと吉賀町老人福祉センターはとの湯荘に入湯税を課税した	
99		公共施設利用料の検討	○	受益者負担施設の検討をした	
100		受益者負担適正化の検討（再掲）	○	(No.89) 受益者と行政それぞれの適正な負担率の判別を実施した	
101	行財政運営の スリム化	総合的な見直しによる行財政運営のスリム化	○	行財政改革推進本部を母体とした点検体制で実施した	

102	予算システムの改革	予算編成方針の検討	○	枠配分方式の効果を検証した	
103		行政評価制度との連動	×	予算との連動はされていない	評価と予算の連動は不可欠であり、早急に制度を確立していく
104		バランスシートの作成・公表	◎	平成 20 年度決算について公表した	
105		コスト計算書の作成・公表	◎	平成 20 年度決算について公表した	
106	財政指標の改善	(仮称) 財政健全化指針の策定	◎	平成 19 年度に計画どおり実施	
107		指針による財政指標の改善	○	指針の推進項目に基づき、具体的な検討を実施	
108		地方公営企業中期経計画の策定・公表	◎	平成 18 年度に計画どおり実施	
109		計画による経営健全化の推進	○	毎年度、計画を策定して健全化を推進	
110	補助金の再構築	補助金制度の見直し作業の実施	◎	平成 17 年度に計画どおり実施	
111		新たな補助金制度による運用	○	補助金制度の運用について検討し、その適正化を図った	
112	補助金の公表	補助金の公表制度の検討	◎	情報公開制度の運用により対処可能と判断し、補助金に限っての公表は行わないこととした	
113	コスト縮減の徹底と規制緩和等	日常的なチェック機能強化	○	チェック機能は強化されているが、職員に理解度の濃淡がある	
114		物件費の削減	○	長期継続契約により、有利な条件で契約を締結した	
115		許認可の手続き緩和の検討実施	×	事例がなかった	必要性は希薄
116		選挙事務の再編	◎	平成 18 年度に計画どおり実施した	
117		スクールバス、巡回バスの再編	○	地元要望を踏まえて路線の検討を実施した	
118	行政品質の向上	総合的な取り組みによる行政品質の向上	○	時事に対応した行政課題の解消に努めた	
119	公平の確保と透明性の向上	業者格付け、発注基準、指名基準	◎	全てにおいて厳格、適正に執行した	
120	の推進	町長の資産等の公開	◎	吉賀町長の資産等の公開に関する条例により実施した	
121		町長交際費の公開	◎	情報公開条例により対応した	

122		情報公開制度の充実（再掲）	◎	（No.7、No.35）個人情報に配慮しながら情報公開を実施した	
123	省資源・環境 対策の検討	低公害車導入の検討	○	更新時期に併せて低公害車を導入した	
124		新エネルギービジョンの検討	○	環境対策とその意識高揚を図るために六日市温泉ゆ・ら・らと、 吉賀町老人福祉センターはとの湯荘に木質系燃料を利用するボ イラーを設置した	
125		ゴミ排出量の削減	○	不燃物や資源ごみは減少したが、反面可燃ごみが増加した	

◎	→ 5 2 項目
○	→ 5 3 項目
△	→ 1 0 項目
×	→ 1 0 項目